

本協議会におけるK P Iについて

○ 本協議会で設定するK P I は、以下のものとする。

(待機児童対策に関するK P I (令和7年度))

- 1 K P I
待機児童発生市町村の解消
- 2 検証時期
令和8年度

(保育人材の確保に関するK P I (令和7年度))

- 1 K P I
保育士不足の施設数0
- 2 検証時期
令和12年度

(障がい児保育等受入体制に関するK P I (令和7年度))

- 1 K P I
市町村において、障がい児（気になる子含む）保育に係る巡回相談
支援事業の実施率100%
- 2 検証時期
令和8年度